

国際課税委員会（第21回）の概要

平成20年8月5日、経団連会館にて、第21回の『国際課税委員会』が開催されました。今回は、青山慶二副委員長（筑波大学教授）から、「わが国企業の海外利益の資金還流について」と題する話をいただき、質疑応答を行いました。なお、青山氏は、経済産業省「経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会・国際租税小委員会」委員長として、経済産業省案のとりまとめを担当しています。（別添 講演概要メモ）

説明の概要

- ・海外子会社からの配当についての益金不算入制度を導入する意義としては、わが国企業の海外利益の資金還流を促進したいという政策意図がある。
- ・わが国企業の海外展開の現状について、海外市場の重要性、海外子会社留保所得の状況を説明。
- ・制度改正により見込まれる効果・影響として、資金還流の活発化の可能性、還流資金の用途、わが国企業の海外移転（空洞化）の懸念等を十分検討する必要がある。
- ・具体的な制度設計についての論点整理は、次の通り。

（1）対象税目をどのように規定するか

- 個人所得税 vs . 法人所得税 法人所得税のみ
- 国税 vs . 地方税 地方税がついてくる必要がある

（2）対象所得の範囲をどこまでにするか

- 子会社からの配当を対象とする場合の、他の投資所得（利子、ロイヤルティ等）の取扱い 利子・ロイヤルティは、現地で控除されているので含めない
- 支店利益課税とのバランス OECDの議論の帰趨を見る必要がある

（3）適用対象会社の範囲

- 「子会社からの配当」につき益金不算入とする受取会社どのように規定するか 出資比率25%という考え方がある
- 当該会社について株式保有期間要件を設定するか

（4）益金不算入割合をどのように考えるか

- 子会社の配当に見合う親会社コストの配付問題 簡素な制度にしたい
- 一定率方式と実額方式

（5）支払配当に係る源泉税の取扱い

（6）租税回避行為防止措置の必要性

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。